

第六十五回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第二号

昭和四十六年二月四日(木曜日)
午後零時二十五分開会

委員の異動

一月五日

横川 正市君
松本 賢一君

補欠選任

北村 暢君
吉田忠三郎君

一月六日

委員沢田一精君は、公職選挙法第九十条により退職者となった。

一月十二日

北村 暢君

補欠選任

鶴岡 哲夫君

一月二十六日

鬼丸 勝之君

補欠選任

柴田 栄君

一月二十七日

矢野 登君

補欠選任

玉置 猛夫君

委員長の異動

一月二十七日栗原祐幸君委員長辞任につき、その補欠として柴田栄君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柴田 栄君

大竹平八郎君

玉置 猛夫君

中山 太郎君

成瀬 幡治君

多田 省吾君

委員

青木 一男君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

今 春雄君

津島 文治君

丸茂 重貞君

吉田忠三郎君

大蔵大臣

大蔵 大臣

大蔵政務次官

大蔵大臣官房長

事務局長

常任委員会専門員

坂入長太郎君

藤田 正明君

高木 文雄君

本日

の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○租税及び金融等に関する調査

(当面の財政及び金融等に関する件)

○委員長(柴田栄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。
私、このたび、当委員会の委員長に選任されました。まことに微力でございますが、皆さま方の御協力、御支援を期待いたしまして、円滑公平な運営をモットーとして努力いたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。(拍手)
なお、引き続き栗原前委員長からごあいさつがある予定でございましたが、所用のため出席いたしかねるということで、私から委員の皆さま方によりしくお伝えくださいますとの御連絡がございましたので、御了承を願います。

○委員長(柴田栄君) それでは、委員の異動について御報告いたします。
去る一月五日、横川正市君及び松本賢一君が委員を辞任され、その補欠として北村暢君及び吉田忠三郎君が、また、一月十二日、北村暢君が委員を辞任され、その補欠として鶴岡哲夫君が、また、一月二十六日、鬼丸勝之君が委員を辞任され、その補欠として柴田栄君が、また、一月二十七日、矢野登君が委員を辞任され、その補欠として玉置猛夫君が、それぞれ選任されました。

○委員長(柴田栄君) 次に、理事の辞任についておはかりいたします。
小林章君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柴田栄君) この際、理事の補欠選任についておはかりいたします。
松下正寿君の委員異動に伴います欠員一名、沢田一精君が退職者となったための欠員一名、及びただいまの小林章君の理事辞任のための欠員一名、計三名の理事が現在欠員となっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に、玉置猛夫君、大竹平八郎君及び中山太郎君をそれぞれ指名いたします。

○委員長(柴田栄君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

当面の財政及び金融問題等について福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田大蔵大臣) 通常国会が開かれまして、政府提案諸案件の御審議をお願いするわけでございますが、それに先立ちまして、一言、ごあいさつ並びに最近の財政金融事情につきまして私の考え方を申し上げさせていただきます。その概要につきましては、お手元に印刷物を配付してあります。この印刷物は、週日の本会議における説明と大体同じでございます。したがって、これが朗読は省略させていただきます。特に私がいま感じている二、三の点につきまして申し上げます。

一つは、日本の経済をどういうふうに運営していくかという私の考え方についてであります。私は、日本の経済が数年来いわば超高度成長という形になりましたことにつきまして、実はたいへん心配をいたしておったわけであります。佐藤内閣ができてから経済成長の高さはすばらしいものでありましたが、それがだんだんと加速化してきました。一昨年あたりの状態をほうっておきましても、一三%成長、これが一四%成長にもはね上がりそうな傾向である。この傾向をほうっておきましても、とにかく、五年間で、わずか五年の間で、日本のこの四つの島の上における生産が倍になる。つまり、総生産が倍になるといふ傾向、これは実に偉大なことであるに違いないと思いませんか。しかし、そういうことはとうていできない。これには成長を制約する幾多の要因というものがあつたのであります。何といいたしても第一は資源であります。

今日でも資源の確保には非常に窮乏な状態にあるわけでありまして、昨今もうすでに油の問題

があることは皆さん御承知のとおりであります。あるいは鉄鉱石、こういうようなものにつきましては、五年の後に倍の鉄鉱石が入手できるか、なかなかたいへんなことだろうと思ひますし、すでにもう粘結炭につきましては困難な事態に當面しているわけなであります。私は調べてみたのですが、わが国は、何といつても、第一等の經濟大国であるアメリカ、あるいは第二等のソビエト、これに比べますと、根本的な欠陥を持つておる。それは、資源が国内にないということですから。その状態を非常に端的にあらわす数字があります。資源を外国から日本は運んできますが、たとへば石油につきましては、いま、太平洋、大西洋、インド洋をたくさんな船が行き来しておりますが、トンキロで計算いたしますと、実に二〇％がわが日本で需要する原油であります。あるいはこれを鉄鉱石について見ますと、実に五〇％が日本向けである。また、粘結炭、製鉄用原料炭になりますと、七〇％がわが日本の需要に充てられるものである。そういう極端な数字も出ますが、それほどさように、資源の輸送という問題も、五年後に倍の資源を輸送するとなつた場合に、一体応じ得るか、という問題があるわけであります。さらに、国内にその資源を運び得たと仮定する。それで、それを製品化する場合に、その製品を末端消費者に届けなければならぬ。その届けるためには、何といつても、国内の輸送力というものが必要であります。しかるに、国鉄の輸送力は倍にならぬし、道路の輸送力は倍にはならぬ。五年間で倍になりません。そういうような問題がある。

一番の問題は、何といつても労働力です。企業の近代化、合理化が進む。でありますから、五年の後に生産が倍になるといふ場合におきまして、倍の人的労働力はこれは必要ないかもしらぬけれども、倍に近い労働力が要る。この労働力が確保できるかという、非常に困難であります。そうしますと、人手の取り合い競争となり、賃金の引き上げ競争となり、また、そういう加速度的な賃

金の引き上げというものはどうしたって物価に響かないではない。やはり物価と賃金との間にスパイラルが起こる。そこで、インフレ、これも悪性インフレというものに当面せざるを得ないと思ふのです。

そういうことを考えますと、一四%、一五%というような高い成長を続けますと、五年で倍になるといふ計算にはなりますけれども、実は倍にならないで、もう一、二年で壁に突き当たる。突き当たつて鼻血を出す程度じゃなく、脳天を打ち割るというような事態になる、こういうことがおそれられるわけなんです。そういうふうにしては絶対に相ならぬと考えまして、一昨年から御承知のように景気抑制政策をとつてきたわけがあります、だんだんその抑制政策、その主軸として金融引き締めをやつたのですが、この効果が出てまいりまして、昨年の秋ごろには鎮静化の傾向が見られるようになってきたわけです。そこで、金融引き締め政策を緩和するという方針を打ち出し、今日に至つておるわけでございますが、だんだんと鎮静化の趨勢というものが進みつつあるやに見られる。私は、大きな大局から見ると、これはいいことである、こういうふうに思うのです。思うのですけれども、現在の時点に立つて今後の施策を考える場合におきまして、どうも鎮静化が場合によると進み過ぎるのではないか、こういうことが心配されるのであります。私は、前々から、日本の経済は十三、四%成長するのはどうしても高過ぎる、それではどういう程度がいいかという御質問がありますので、当面一〇%成長、この辺でやつてみて、これが低過ぎるのか高過ぎるのか様子を見る、一〇%という見当の政策運営をすべきじゃないかというお答えを申し上げたわけでありまして、いまかなり一〇%を割つておるという状態かと思うのです。そういう時点におきまして、私は、今後の日本の経済は約一〇%がらみの経済の成長が望ましいと、こういうふうに考えまして、今後も過熱がぶり返すというようなことがあれば、これはもとより押えなければなら

ぬけれども、むしろいまこの時点に立ちましては景気がかなり落ち込むおそれを感じるわけでありまゝ。落ち込んでまた困る。一億国民の士気が非常に阻喪するわけでありまゝ。そういうことで、も困りますので、四十六年度というこの年は、これは何といひましても超高度成長から政策的に安定成長へと政策運営をやっておりますその過程の四十六年度である、そういうことを考えますときに、四十六年度という年はきわめて重要な意義を、持つ年である、こういふふうに理解をいたし、最大の注意を払い、最大の努力を傾けてまいらなければならぬと、こういふふうに考えておるわけでありまゝ。

四十六年度の予算の編成にあたりまして、中立
機動型という性格づけをしたのですが、中立とい
う意味は、過熱にもしない、しかし非常な落ち込
みにもしない、中道を行く経済、それに財政に一
つの役割りを演じさせたい、こういうふうに考え
る、そういう趣旨であります。それから機動型と
申しますのは、そういう過渡期の流動期の日本経
済でありますので、いろいろな変化が起きてくる
だろうと思うのです。そのいろいろな変化に機動
的に妥当に対応し得るかまて、これは財政におい
ても金融においてもしかり、かように考えておる
わけです。さような財政、金融を縦横機動的
的に駆使いたしまして、日本の経済をそういう中
庸型のまた安定型の成長路線に乗つける。その上
に立って、はじめて、公害問題、あるいは社会福
祉問題、また物価の問題というものの基礎づけが
できるんだ、こういうふうに考えておる次第であ
ります。

それから第二に私が非常に心配しております問題は、国際社会の中におけるわが日本の姿勢という問題であります。いま、何といひましても、わが日本は、世界の経済の中では非常にずば抜けてすばらしい状態にあると言って差しつかえないと思います。いまスタグフレーションということばが新しくできておるのですが、まさにそういう状態であるのが、アメリカであり、またヨーロッパ

諸国である。つまり、不況の中の物価高、こういうわけであります。そういう状態に欧米諸国が置かれておる。アメリカが一番顕著なわけでありましたが、昨年はGNPがマイナスになるといふような不況であります。四・五％の失業率をこえるとな社会不安をかもすというので、これが危機ラインだといふふうに長い間呼ばれてきた。その危機ラインが軽く突破されました、今日失業率は六％といふような状態です。そういう状態であれば必ず物価が下がるものでありますが、逆に物価がはね上がりつておる。しかも、消費者物価と同時に卸売り物価もまた上がるという状態であります。まさにスタグフレーションである。その同じ状態が、大体においてヨーロッパの先進諸国の中にあらわれてきているわけなんです。わが日本は、そこへいきますと、とにかく、いまこの時点では多少下がつておるかもしれませんが、一〇％がらみの成長路線に乗つておる、これはたいへんな成長速度であります。そこへもつていって、消費者物価は先進国並みに上がつておりますけれども、わが日本においては卸売り物価が安定して微動だもしない。こういう状態がまたほかの先進諸国と違ふ第二点です。

第三点は、欧米諸国は不況である。不況でありますれば必ず国際収支はよくなる、これは古今の通則だったわけなんです。ところが、今日の欧米におきましては、不況であるにかかわらず、国際収支が一向に改善されないという状態であります。わが日本はその逆でありまして、好況が続いてきた。好況が続いてくれば国際収支が悪くなる、これが通則でありましたが、わが日本はその通則の逆を行っているわけなのであります。好況でありながら国際収支もまたいい、そういうようなことで、日本の世界経済の中における立場というものが、地位というものが、世界がそういうスタグフレーションの中にあるだけに、非常に注目されるわけがあります。そういう相対的に見るとすばらしい姿の日本経済というものが世界じゅうからいま注目をされている。注目がまたいろいろ

な批判というふうになり、場合によりまると、日本経済に対する圧迫だとか、あるいは日本経済に関連しながら世界に保護貿易主義というふうなものが出てくるという可能性もなしとしない。

わが日本の世界経済に臨む姿勢というものは非常に影響が多い。と同時に、また、諸外国から着目される立場にある。そういうようなことを考えまするときに、国際社会においてわが日本の占めるシェアというものは非常に大きいので、わが日本の経済政策というものが世界の繁栄に与える影響というものは非常に大きい。そういう世界の中における役割りという点に十分着目をして、また、同時に、諸外国から批判を受けるようなマナーというものにつまましては、そういう地位に置かれておる日本だけに、この際気をつけていかなければならないかなと、かように考えておるわけであり

ます。

いずれにいたしましても、非常に大事な年でありまして、さような内外の情勢下において最善の努力をして、日本経済の安定的成長発展が息長く続くように誤りなきを期していかなければならぬかと、かように考えておる次第であります。

今国会におきましては、十九の法律案、また、一つの議決案件、それらの御審議をお願いするわけでございますが、何とぞひとつ御協力のほどを心からお願ひ申し上げまして、ごあいさつ並びに私の考え方を述べさせていただきます、かように御了承願ひます。(拍手)

○委員長(柴田栄君) 本件に対する質疑は、これを後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

〔参照〕

参議院大蔵委員会における福田大蔵大臣所信表明

今後における財政金融政策につきましては、先般の財政演説において、その基本的な考え方を明

らかにしたところでありますが、本委員会において関係法律案の御審議をお願いするに当たり、重ねて所信の一端を申し述べ、御参考供にしたいと存じます。

(安定成長の確保)

1 一九六〇年代におけるわが国経済の発展は、世界の奇跡といわれるほどめざましいものであります。特に、ここ数年間の成長は、超高度成長ともいふべき勢いであり、もし、このような強い勢いで成長を続けるならば、物価の上昇や公害の発生など成長に伴うひずみ現象が激しくなるとともに、資源、輸送、労働力等経済成長を制約する諸条件がこえ難い隘路となつて、やがては、日本経済の成長自体に行詰りと混乱を招くことは必定であります。

このような事態を未然に防止し、日本経済がもろもろの制約条件を克服し、均衡のとれた息の長い発展を期するためには、景気の行過ぎを是正し、経済発展を安定した軌道に乗せることが何よりも肝要なのであります。

一昨年九月から実施されました金融調整措置は、このような考え方に基づいてとられたものであります。その効果は实体经济面に徐々に浸透し、昨年秋季以降景気は鎮静化して参りました。

2 私は、今後、経済の動きにきめ細かい配慮を払いながら、財政金融政策を機動的弾力的に運営して参りたいと存じます。

すなわち、もし、再び過熱化の動きが生ずれば、抑制の方策をとることはもちろんであります。逆に、鎮静化が過度に進行するような事態に対しては、財政金融政策の総力をあげて、その下支えの役割を果たす所存であります。

かくして、私は、景気転換の過程において、景気の過熱もなければ、大きな落込みもない均衡のとれた安定的成長を確保することができると信じておりますし、また、そのために全力を尽す決意であります。

3 昨年は、超高度成長から安定成長への転換の

年でありました。そして、本年こそは、この転換に伴う困難を乗り越えて、安定成長路線の定着を図り、息の長い繁栄に向かつて、新たな第一歩を踏み出すべき重要な年といたしたいと存じます。

このような安定成長の基盤に立つとき、はじめてわれわれが目ざす福祉社会の建設が可能となるのであります。

(福祉社会の建設と国際社会への寄与貢献)

1 福祉社会の建設に当たって第一に重要なことは、そのための環境条件の整備を図ることです。この見地からは、特に、物価の安定と公害の防止が当面最も大きな課題であります。

まず、物価の安定につきましては、卸売物価は昨年春以降落ち着いた推移を示して参りました。しかし、消費者物価が根強い上昇基調を続けていることは、大きな問題であります。

政府といたしましては、総需要の水準を適度に保つとともに、生産、流通、消費の各方面にわたって総合的な施策を一段と強化し、消費者物価の安定のために最大限の努力を傾けて参りたいと存じます。

次に、公害問題であります。せまい国土に一億の人口を擁し、他に比類のない高密度の経済活動を営んでいるわが国だけに、特に、世界にさがけて対処していかなければならない問題と存じます。人間と自然の新しい調和、美しい国土の保全を目ざして、政府も国民もその英知と努力を傾けるならば、必ずやこの問題を解決することができるものと信じます。

2 第二に重要なことは、福祉社会建設のための積極的な施策の展開であります。

このためには、社会資本の整備、社会保障の充実と一段と努力するとともに、農林漁業、中小企業等の近代化を進めることによつて、経済全体の均衡ある発展を確保し、経済成長の成果を国民の福祉に直接結びつけていくことが肝要であります。

特に、社会資本の整備拡充をはじめとするス

トックの充実、国民生活を質的に向上させるための施策の根幹をなすものであります。このため、公共部門におきましては、長期的な観点から、生活関連施設、交通施設をはじめとする社会資本の計画的な整備を進め、民間部門におきましては、貯蓄の奨励や財産形成の促進等により、個人資産の蓄積を一層推進することが必要であると考えます。

3 わが国経済のめざましい発展の結果、国際社会におけるわが国の地位は、今日急速に高まりつつあり、これに伴つて、世界に対するわが国の責務もますます大きいものとなつて参りました。先進工業国の一員としてわが国が国際社会の中で果たすべき役割は、国際協調のもとで、世界経済の自由な交流を一層推進すること、に、開発途上国に対する経済協力を促進することにより、世界の平和と繁栄のために積極的に寄与して参ることとあります。

このような観点から、まず、貿易、資本の自由化をさらに促進していかなければなりません。が、残存輸入制限につきましては、現在の八十品目を本年九月末には四十品目に縮減することとし、資本の自由化につきましては、第三次自由化に引き続き、本年秋、第四次自由化を実施することといたしております。

次に、経済援助や特恵関税の供与などを通じて、開発途上国に対する経済協力に努めることが必要であります。経済援助につきましては、開発途上国の自助努力を積極的に支援していく方針のもとに、昭和五十年までに、国民総生産の一割という目標を達成するよう努力して参りたいと存じます。なお、国際的な経済協力の一環といたしまして、国際開発協会の増資及びインドネシアの旧債務救済のため所要の措置を講ずる所存であります。

また、国際金融面におきましては、国際通貨体制の安定を確保していくために、今後とも積極的な役割をになつていく所存であります。

(金融政策の運営)

このような国際経済との結びつきの上に立つて、金融面におきましては、金融機関に要請される国民経済的役割の發揮を基本とし、引き続き、金利機能の活用、競争原理の導入等による金融の効率化を積極的に推進するとともに、預金者保護に万全を期し、信用秩序の維持に資するため、新たに預金保険制度を創設するほか、貸付信託制度について、国民経済の諸要請にかなうべく所要の改正を行なうて参りたいと存じます。

一方、資本市場の育成整備につきましましては、投資者保護の徹底と企業の資金調達円滑化に資するため、企業内容開示制度の改善合理化等所要の措置を講ずることとし、また、外国業者の進出に対する受入れ態勢の整備を図るとともに、公社債市場の正常化に努める等の施策を強力に進めて参りたいと考えます。

また、経済情勢の推移に即応して財政政策との密接な連携のもとに、金融による景気調整機能の適切な發揮に努めて参る所存であります。

(昭和四十六年度予算の大綱)

昭和四十六年度予算は、以上申し述べました財政金融政策の基本方針ののっとり編成いたしました。

1 まず、経済の動向に即応した適切な財政運営を行なうよう配慮し、機動性を備えた中立的性格のいわゆる中立機動型予算といたしております。

すなわち、わが国経済の安定的成長を確保するため、財政の規模を適正なものとするとともに、公債及び政府保証債の発行額は、それぞれ前年度当初予定額と同額としております。

さらに、経済情勢の推移に応じて、機動的に財政運営を行なうため、政府保証債の発行限度等を弾力化するとともに、使途を特定しない国庫債務負担行為の限度額を増額する等の配慮を行なっております。

2 次に、予算及び財政投融资計画を通じ、財源の適正かつ効率的な配分に努め、国民生活の充

実向上を図るための諸施策を着実に推進することといたしました。

特に、社会資本の整備と公害対策の拡充強化、物価の安定、社会保障の充実、農林漁業及び中小企業の近代化、文教及び科学技術の振興、経済協力の推進等当面の緊要な施策につきましては、重点的に財源を投入して、その着実な遂行を図っております。

なお、児童手当制度の実施及び政府手持ち過剰米の計画的な処理に伴う所要の措置を講ずることとしております。

3 このような方針のもとに、一般会計予算の総額は歳入歳出とも九兆四千四百三十三億四千万といたしております。これは、昭和四十五年度当初予算に対し、一兆四千六百四十五億四千万、一・四〇％の増加となっております。財政投融资計画の総額は四兆二千八百四億四千万でありまして、昭和四十五年度当初計画に対し、七千五百億四千万、一・九六％の増加となっております。

(税制の改正)

次に、税制の改正について申し述べます。

1 まず、所得税につきましましては、最近における国民の税負担の状況にかんがみ、中小所得者の所得税負担の軽減を主眼として、平年度約二千億円の減税を行なうことといたしております。

すなわち、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、給与所得控除などの各種の所得控除を引き上げるとともに、新たに青色事業主特別経費準備金制度を設けることとしております。この結果、たとえば、給与所得者の課税最低限は、平年分で、夫婦と子二人の場合九十八万五千円に、夫婦と子三人の場合百十五万四千円に、それぞれ引き上げられることとなります。また、これらと並んで、来年度の改正におきましては、配偶者控除の適用を受けられる所得限度の引上げを行なうなど、きめ細かい配慮を加えることとしております。

2 次に、相続税及び贈与税につきましましては、妻の座を優遇するため、配偶者控除の拡充を行なうこととしております。

うこととしております。

3 租税特別措置につきましましては、公害防止、海外投資、資源開発、企業体質の強化、貯蓄奨励、住宅対策等の諸施策を中心として所要の措置を講ずる一方、輸出振興税制の見直しを行ない、あわせて交際費課税を強化する等、その流動的、弾力的な改廃のために格段の努力を払っております。

4 また、道路その他の社会資本の充実に要請を考慮して、自動車重量税を創設することとし、車検等に際して、自動車の重量に応じて課税することといたしております。新税の内容につきましては、納税者の負担を必要最小限にとどめ、納税手続等も努めて簡素化するよう配慮いたしております。

5 その他、国税につきましましては、法人税について製品保証等引当金制度を導入するなど、課税所得の計算の合理化を図ることとし、入場税について免税点の引上げを行なうなど税制の整備合理化を行なうことといたしております。

6 関税につきましましては、まず、物価への影響を考慮し、ケネディ・ラウンドによる関税一括引下げの繰上げ実施を行なうとともに、生活関連物資の関税引下げに特段の配慮を行なっております。また、大気汚染防止対策の一環として、新たに低硫黄原油に対する関税の軽減を行なうとともに重油脱硫に対する関税の軽減率を大幅に拡大することとしております。

次に、開発途上国の発展に寄与するため、本年七月を目途に特惠関税を実施することとしております。

さらに、輸入自由化に関連して関税割当制度、季節関税など各種関税機能の積極的活用を図ることとしております。

(結び)

以上、財政金融政策に関する私の所信を申し述べ、昭和四十六年度予算及び税制改正の概要等について説明いたしました。

本国会において、御審議を願うべく予定しております大蔵省関係の法律案は、昭和四十六年度予算に関連するもの十二件、その他六件、合計十八件でありまして、本委員会の御審議をお願いすることになると存じます。なお、その他に議決案件が一件ございます。なにとぞよろしく御審議のほどをお願いする次第であります。

一月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、納税貯蓄組合補助金の増額に関する請願(第一〇号)

一、映画等の入場税減免に関する請願(第二二一号)(第二三二号)(第二八号)(第四一四号)

第一〇号 昭和四十五年十二月二十八日受理

納税貯蓄組合補助金の増額に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋一ノ四一ノ一四

全国納税貯蓄組合連合会内 荏寛

紹介議員 迫水 久常君

納税貯蓄組合が国家財政および納税思想の高揚に寄与している事実ならびに組合運営の実態および今後の存在価値について深く認識、理解され、左記事項の実現を図られたい。

一、税務署単位納税貯蓄組合連合会に対する現行の国の補助金を大幅に増額すること。

二、全国単位および都府県単位連合会に対しても新たに国の補助金を交付すること。

理由

税務署単位の納税貯蓄組合連合会に対する現行の国の補助金額では、連合会の事業活動を活発に行ない申告水準の向上と自主納付体制を図るためには、とうていまかないきれない。やむなく、各組合の幹部は、俗にいう「手弁当」どころか、多大の出費をよぎなくされながら尽力している現状である。このようなわけで、この補助金は、行政を助長させるために交付される補助金の類ではなく、むしろ、徴税事務、租税広報宣伝事務を分担する団体に交付されるべき徴税委託費、徴税手数料

料に相当する性格を有するものと考えられる。
〔納税貯蓄組合補助金および組合の推移状況表〕
等添付)

第二一号 昭和四十五年十二月二十八日受理
映画等の入場税減免に関する請願

請願者 岡山市駅前町一ノ六ノ一岡山県興
行環境衛生同業組合内 石田武夫
外十五名

紹介議員 小枝 一雄君

映画等の入場税を撤廃されたい。
直ちに撤廃困難の場合は、少なくとも現行税率を
半減(十パーセントを五パーセントに)された
い。

理由

現下の映画製作、並びに映画興行界は、テレビの
普及、他のレジャー産業のブーム化等が原因し
て、年々入場者の急激な減少をきたし、いまや最
大の危機に直面している。

入場者数は、昭和三十三年に十一億二千七百四十
五万人を数えたものが四十四年にはわずか二億七
千六百万人となり、映画館数も、昭和三十五年に
は七千四百五十七館存在していたのが四十五年七
月には三千三百七十八館に減少、十年余の間に入
場者数は四分の一、映画館数は二分の一となり、
この傾向は現在も更に顕著となつてゐる。

この不況のしわ寄せは、経済基盤の浅い映画興行
界に寄せられ、あいつぐ入場者の激減と人件費を
始めとする諸経費高騰による支出増との狭撃によ
り、やむをえず入場料金を上げて収支のバランス
を図らんとしても、根本要因からくる不況はカ
バーできない。

このような状況において、十パーセントの現行入
場税は映画興行界にとつてまことに大きな負担と
なつてゐる。

第二二号 昭和四十六年一月八日受理

映画等の入場税減免に関する請願

請願者 名古屋北区大曾根本通二ノ六三
五 後藤鉦一外四十名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第二八号 昭和四十六年一月十一日受理

映画等の入場税減免に関する請願

請願者 高知市北百石町二六 佃佐次郎外
三十二名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

第四一号 昭和四十六年一月十四日受理

映画等の入場税減免に関する請願

請願者 山形市七日町二ノ七ノ五 遠藤栄
司外三十九名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二一号と同じである。

二月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、入場税法の一部を改正する法律案
一、外国証券業者に関する法律案

入場税法の一部を改正する法律案

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一
部を次のように改正する。

第一条第三号中「前二号」を「前号」に改め
る。

第五条第一項中「三十円」を「百円(第一条第
二号及び第三号に掲げる場所に係るものについて
は、三十円)」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「前条第一項に規定する金額」及び
「当該金額」を「百円」に、「前条第二項に規定
する場合に該当するときは、同項に規定する金
額」を「当該興行場等が第一条第二号又は第三号
に掲げる場所であるときは、三十円」に改める。

第七条第二項第二号中「(第十九条第一項の規定
により入場券を交付した場合においては、交付し
た入場券の枚数に相当する人員)」を削る。

第九条に次の一項を加える。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第一条(学校の範囲)に規定する学校のうち高
等学校、中学校、小学校、幼稚園その他政令で
定めるものの教員の引率により、これらの学校
における教育に資するため、これらの学校の生
徒、児童又は幼児の団体を興行場等へ入場させ
る場合(これらの学校の校長又は園長がその旨
を証明する場合に限る。)には、当該入場につい
ては、入場税を課さない。

第十条第一項中「当該興行場等への入場につい
て入場料金を」を「第五条又は前条の規定の適用を
受ける入場料金を」に改める。

第十九条第一項第一号中「一日を通じ、すべて」
を削る。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「無料入
場券」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四
項中「第二十條第三項」を「第二十條第二項」に
改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削
り、同条第六項中「第三項の規定により検印を受
けた特別入場券」を「第二項の規定により検印を
受けた特別入場券」に改め、「第七條第一項第二号
並びに」を削り、「ついで、第三項の規定により検
印を受けた無料入場券は、前条第六項から第八項
までの規定の適用について、それぞれ」を「つい
ては」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七
項を同条第五項とする。

第二十六条第三号中「及び無料入場券」を削
り、同条第四号中「第二十條第四項及び第五項」
を「第二十條第三項」に改め、「若しくは無料入
場券」を削り、同条第五号中「第二十條第四項及
び第五項」を「第二十條第三項」に改め、「及び
無料入場券」を削り、同条第六号を削り、同条第
七号中「第二十條第三項」を「第二十條第二項」
に改め、「無料入場券」を削り、同号を同条第六
号とする。

第二十七條第四号及び第五号中「及び無料入場
券」を削る。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行
する。ただし、入場税法第十九条第一項の改正
規定は、同年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべき
であつた入場税については、なお従前の例によ
る。

3 昭和四十六年四月一日以後に入場するために
使用される入場券を同日以前に前売りしている場
合において、経営者等が当該前売りに係る入場
料金(改正後の入場税法(以下「新法」とい
う。))第五条又は第九條第二項の規定を適用した
場合にこれらの規定に該当することとなるもの
に限る。)に対して改正前の入場税法(以下「旧
法」という。))の規定により課された、又は課さ
れるべき入場税額に相当する金額を払いもどし
たときは、当該払いもどしが旧法第十三條第一
項の規定に該当する場合を除き、当該払いもど
しを新法第十三條第一項の払いもどしと、当該
払いもどしに係る金額を同項の規定による控除
を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適
用する。

4 昭和四十六年四月一日前に、旧法第八條第一
項又は第二項の規定により入場税の免除を受け
た主催者が、同日以後に同条第八項の規定に該
当することとなつた場合における同日前に領取
した入場料金を係る入場税については、なお従
前の例による。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の
規定により従前の例によることとされる入場税
に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

6 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八
十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「入場税法第二十條第七項」
を「入場税法第二十條第五項」に改める。

外国証券業者に関する法律案

外国証券業者に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 免許等（第三条―第十六条）
- 第三章 業務及び財務（第十七条―第二十六条）

第四章 雑則（第二十七条―第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条―第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、外国証券業者が国内の支店において証券業務を営むことができるのみならず、その営業活動につき適正な規制を加えることにより、資本市場の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国証券業者 外国の法令に準拠し、外国において証券業務を営む者（証券会社を除く。）をいう。

二 外国証券会社 次条第一項の免許を受けた外国証券業者をいう。

三 有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し又は証券会社、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項から第四項まで又は第九項（定義）に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し又は証券会社をいう。

四 証券業務 証券取引法第二条第八号各号に掲げる行為（以下「証券取引行為」という。）のいづれかを営む営業をいう。

五 国内 この法律の施行地をいう。

第二章 免許等

（営業の免許）

第三条 外国証券業者は、証券取引法第二十八條第一項（証券業務の免許）の規定にかかわらず、

国内に設ける支店ごとに大蔵大臣の免許を受けた場合に限り、当該支店において当該免許に係る証券業務を営むことができる。

2 前項の免許を受けない外国証券業者は、国内にある者を相手方として証券取引行為を行なうてはならない。ただし、証券会社を相手方とする場合その他の場合で政令で定める場合は、この限りでない。

3 第一項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一 有価証券の売買を行なう業務の免許

二 有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場（証券取引法第二条第十二項（定義）に規定する有価証券市場をいい、これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。）における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許

三 有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許

四 有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

4 証券取引法第二十九条（免許の条件）の規定は、第一項の免許について準用する。

（免許の申請）

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、当該免許を受けて業務を営もうとする支店につきその業務を担当する代表者（以下「支店の代表者」という。）を定め、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在の場所

二 資本の額

三 役員（取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ。）の役職名及び氏名

四 当該支店の名称及び所在の場所

五 当該支店の代表者の氏名及び国内の住所
六 受けようとする免許の種類
七 免許申請に係る業務と同種類の業務を開始した年月日

八 本店及び当該支店以外の営業所の名称及び所在の場所

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 定款及び会社登記簿の謄本（これらに準ずるものを含む。）並びに業務の内容及び方法を記載した書類

二 当該支店の会社登記簿の謄本及び当該支店における業務の方法を記載した書類

三 その他大蔵省令で定める書類

（免許の審査基準）

第五条 大蔵大臣は、第三条第一項の免許をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者及びその申請に係る支店（以下次条までにおいて「予定支店」という。）がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、当該免許申請者及び当該予定支店の業務の収支の見込みが良好なものであること。

二 免許申請者及びその予定支店が、その人的構成に照らして、その営もうとする業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

三 免許申請に係る証券業務が、その営まれる地域における有価証券の取引の状況、証券会社及びその営業所の数、外国証券会社の支店（第三条第一項の免許を受けた支店をいう。以下同じ。）の数その他その地域における経済の状況に照らして、必要かつ適当なものであること。

（免許の拒否要件）

第六条 大蔵大臣は、免許申請者が次の各号のいづれかに該当する場合には、第三条第一項の免許をしてはならない。

一 株式会社と同種類の法人でないとき。

二 免許申請に係る業務と同種類の業務を三年以上継続して営んでいる外国証券業者でないとき（政令で定める場合に該当するものを除く。）。

三 法令上、すべての種類の有価証券に係る証券取引行為のいづれかを、その業務とともに営業として行なうことが認められない者の営む当該業務と同種類の業務を営んでいる者又はその者と密接な関係を有する者として政令で定める要件に該当する者（これらの者のうち政令で定める者を除く。）であるとき。

四 第十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した資本の額が、免許の種類、業務の態様及び予定支店の所在地に応じ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして、証券取引法第三十二条第一号（免許の拒否要件）に規定する政令で定めるところに準じて政令で定める金額以上の法人でないとき。

五 証券取引法若しくはこの法律（以下「国内証券法」と総称する。）の規定又はこれに相当する外国の法令の規定（以下「外国証券法令の規定」という。）により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。第七号ロにおいて同じ。）に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

六 その受けているすべての種類の免許若しくは申請に係る免許と同一種類の免許が第十二条第一項の規定により取り消され、又はその本店の所在する国において受けているすべての種類の証券業務に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。以下「免許等」という。）若しくは申請に係る免許と同種類の免許等が外国証券法令の規定により取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

七 役員（いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以

下この条、第十二条及び第十三条において同じ。及び予定支店の代表者のうちに次のいずれかに該当する者のある法人であるとき。

イ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑若しくはこれに相当する外国の法令による刑又は国内証券法の規定若しくは外国証券法令の規定による罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券会社若しくは外国証券会社が、国内証券法の規定によりその受けているすべての種類の免許を取り消された場合において、その取消しの日以前三十日以内にその証券会社若しくは外国証券会社の役員（監査役及びこれに類する役職にある者を除く。以下このへにおいて同じ。）若しくはその外国証券会社の支店の代表者であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの又は外国証券業者が、その本店の所在する国の外国証券法令の規定によりその受けているすべての種類の免許等を取り消された場合において、その証券業を営んでいた個人若しくはその取消しの日以前三十日以内にその外国証券業者の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでのもの

ニ 国内証券法の規定により解任若しくは解職を命ぜられた証券会社若しくは外国証券会社の役員若しくは外国証券会社の支店の代表者又はその本店の所在する国の外国証券法令の規定により解任を命ぜられた外国証券業者の役員で、その処分を受けた日から五年を経過するまでのもの

（支店の名称の制限）
第七条 証券取引法第四十一条第一項（商号の制限）の規定は、外国証券会社の支店の名称について準用する。

2 証券取引法第四十一条第二項の規定は、外国証券会社には適用しない。

（営業保証金）

第八条 外国証券会社は、第六条第四号に規定する政令で定める金額で当該外国証券会社につき適用されるものの十分の一に相当する金額（その金額が千万円に満たないときは、千万円）以下において、免許の種類、営業の態様及び支店の所在地に応じて政令で定める額の営業保証金を、支店ごとにそのもよりの供託所に供託しなければならない。

2 外国証券会社は、政令で定めるところにより、当該外国証券会社のために所要の営業保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前項の営業保証金の一部の供託をしないことができる。

3 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券会社と前項の契約を締結した者又は当該外国証券会社に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

4 外国証券会社は、第一項の営業保証金につき供託（第二項の契約の締結を含む。）を行ない、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、その免許に係る業務（第十条第二号又は第三号に係る認可を受けたことにより供託すべき営業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、その認可に係る業務）を開始してはならない。

5 外国証券会社の支店がした証券取引行為の相手方となつた者（証券会社及び外国証券会社並びにその取引をした時において国内に住所及び居所を有しない個人並びに国内に営業所及び事務所を有しない法人を除く。）は、その取引により生じた債権に關し、当該支店に係る営業保証

金について、他の債権者に先だち弁済を受ける権利を有する。

6 前項の権利の履行に關し必要な事項は、政令で定める。

7 外国証券会社は、第五項の権利の履行その他の理由により、営業保証金の額（契約金額を含む。第九項において同じ。）が第一項の規定により供託すべき金額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第二項の契約の締結を含む。第三十五号第三号において同じ。）を行ない、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

8 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

9 第一項、第三項又は第七項の規定により供託した営業保証金は、第十一条の規定によりその支店におけるすべての証券業務の廃止につき認可を受けた場合、第十二条第一項の規定によりその支店に係るすべての種類の免許を取り消された場合又は営業保証金の額が第一項の規定により供託すべき金額をこえることとなつた場合には、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

10 前各項に規定するもののほか、営業保証金に關し必要な事項は、法務省令、大蔵省令で定める。

（職務代行者）

第九条 大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者が欠けた場合において必要があると認めるときは、一時その職務を行なうべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合には、当該外国証券会社は、支店の所在地においてその登記をしなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、外国証券会社に対し、当該職

務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

（基本事項の変更の認可）

第十条 外国証券会社は、次に掲げる場合には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 支店の名称を変更しようとするとき。

二 支店における業務の方法を変更しようとするとき。

三 支店の位置を変更しようとするとき。

（営業の譲渡等の認可）

第十一条 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

一 外国証券会社の支店についての営業の全部若しくは一部の譲渡又は営業の譲受け

二 外国証券会社の支店における証券業務の廃止（二種類以上の免許を受けている場合における一部の種類の免許に係る業務の廃止を含む。）

（免許の取消し等）

第十二条 大蔵大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該外国証券会社の支店に係る免許を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該支店の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第二号から第五号まで又は第六号（外国証券法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつたとき。

二 法令（外国の法令を含む。）を、当該法令に基づく行政庁の処分又は当該免許若しくはその本店の所在する国において受けている免許等に附された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認められるとき。

三 純財産額が資本の額に満たなくなつた場合その他業務又は財産の状況に照らし支払不能におちいるおそれがある場合において、投資者の受ける損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四 役員（次項に規定するものを除く。）が第六
条第七号イからニまでのいずれかに該当する
こととなつた場合又は第二号の行為をした場
合において、その役員が在任することにより
当該支店における業務の公正な運営が阻害さ
れるおそれがあると認められるとき。
五 免許申請書又はその添附書類のうちに重要
な事項について虚偽の記載があり又は重要な
事実の記載が欠けていることが判明したと
き。

2 大蔵大臣は、外国証券会社の支店の代表者又
は当該支店に駐在する役員が第六条第七号イか
らニまでのいずれかに該当することとなつたと
き、又は前項第二号の行為をしたときは、当該
外国証券会社に対して、当該支店の代表者の解
任又は当該役員に解職を命ずることができ
る。
3 第一項第三号に規定する純財産額及び資本の
額の計算については、政令で定める。
（引受業務の一部の許可）

第十三条 外国証券業者（第三条第三項第三号の
免許を受けた外国証券会社を除く。）は、同条第
二項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めると
ころにより大蔵大臣の許可を受けて、その行な
う有価証券の引受けの業務のうち、元引受契約
への参加その他の行為で政令で定めるものを国
内において行なうことができる。

2 第三条第四項、第五号第一号及び第二号並び
に第六条第五号から第七号までの規定は、前項
の許可について準用する。

3 大蔵大臣は、第一項の許可を受けた外国証券
業者（以下「許可業者」という。）が次の各号の
いずれかに該当する場合には、当該許可を取り
消すことができる。
一 第六条第五号又は第六号に該当すること
となつたとき。

二 法令（外国の法令を含む。）当該法令に基
づく行政庁の処分又は当該許可若しくはその
本店の所在する国において受けている免許等
に附された条件に違反した場合において、公

益又は投資者保護のため必要かつ適當である
と認められるとき。

三 前条第一項第三号に該当することとなつた
とき。

四 許可業者の役員（許可業者が外国証券会社
である場合にはその支店の代表者を含むもの
とし、許可業者が個人である場合には当該個
人とする。）が、第六条第七号イからニまでの
いずれかに該当することとなつた場合又は第
二号の行為をした場合において、当該許可に
係る行為が公正に行なわれなかつたこととなるお
それがあると認められるとき。

（行政処分の手続）
第十四条 証券取引法第三十六條第一項（行政処
分の手続）の規定は、大蔵大臣が第三号第一項
の免許若しくは前条第一項の許可をしないこと
とし、又は第十二条第一項若しくは第二項若し
しくは前条第三項の規定に基づく処分をしよう
とするときについて、同法第三十六條第二項の規
定は、大蔵大臣が第三号第一項の免許、前条第
一項の許可若しくは第十号若しくは第十一号の
認可を若しくは第十号若しくは第十一号の認
可を若しくは第十号若しくは第十一号の認可
（免許の条件）の規定により条件を附すること
としたとき、又は第十二条第一項若しくは第二
項若しくは前条第三項の規定に基づいて処分を
することとしたときについて準用する。

（変更等の届出）
第十五条 外国証券会社は、次の各号のいずれか
に該当することとなつたときは、遅滞なく（第
三号及び第四号の場合にあつては、あらかじめ
め）、その旨を大蔵大臣に届け出なければなら
ない。
一 第四条第一項第一号から第三号まで、第五
号又は第八号に掲げる事項に変更があつたと
き。

二 定款又は業務の方法（支店に係るものを除
く。）を変更したとき。

三 合併し、又は營業の全部若しくは一部の譲
渡若しくは譲受け（支店のみに係るものを除
く。）をしようとするとき。

四 解散し、又はその証券業務の全部若しくは一
部の廃止（支店のみに係るものを除く。）をし
ようとするとき。

五 第六条第五号、第六号又は第七号に該当す
ることとなつたとき。

六 本店又は支店において營業を休止し、又は
再開したとき。

七 その他大蔵省令で定める場合
（業務の終了）

第十六条 証券取引法第三十八條（業務の終了）
の規定は、外国証券会社がその支店における証
券業務を廃止した場合について準用する。

第三章 業務及び財務
（業務の規制）
第十七条 証券取引法第四十二條（取締役の兼職
等の制限）の規定は外国証券会社の支店の代表
者及び当該支店に駐在する役員（監査役及びこ
れに類する役職にある者を除く。）について、同
法第四十三條から第五十一條まで（兼業の制
限、名義貸しの禁止、社債募集の受託の禁止、
取引の態様の明示、問屋の介入権の排除、売買
報告書の交付、信用取引等の場合の保証金の預
託、不正取引の禁止及び顧客の有価証券の担
保提供等の制限）及び第六十一條（引受人の信
用供与の制限）の規定は外国証券会社の支店に
おける業務について準用する。

2 証券取引法第四十四條、第四十五條第一項、
第五十條及び第六十一條の規定は、許可業者の
国内における第十三条第一項の行為について準
用する。
（自己計算取引等の制限）
第十八条 大蔵大臣は、外国証券会社が自己の計
算に基づき国内において行なう有価証券の売買
若しくは国内にある者から有価証券の売買につ
いて売買の別、銘柄、数量及び価格の決定を一
任されてその者の計算において行なう売買を制

限し、又は外国証券会社が国内において行なう
過大な数量の有価証券の売買その他の取引であ
つて国内における有価証券の市場の秩序を害す
ると認められるものを制限するため、公益又は
投資者保護のため必要かつ適當であると認める
事項を大蔵省令で定めることができる。
（營業に関する報告）
第十九条 外国証券会社は、その支店ごとに、毎
年十月から翌年九月までの期間に係る營業報告
書を大蔵省令で定める様式により作成し、当該
期間経過後二月以内に大蔵大臣に提出しなけれ
ばならない。

2 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要
かつ適當であると認めるときは、外国証券会社
に対し、大蔵大臣の指示するところに従い前項
の營業報告書の全部又は一部を新聞紙に掲載す
べき旨を命ずることができる。

3 外国証券会社は、大蔵省令で定めるところに
より、事業年度ごとに、その営む業務の全部に
関し作成した貸借対照表、損益計算書その他財
務計算に関する書類及び当該事業年度における
業務の概要を記載した書面を、当該事業年度経
過後三月以内に、大蔵大臣に提出しなければなら
ない。
（経営保全命令）
第二十條 証券取引法第五十四條（経営保全命令）
の規定は、外国証券会社の支店における營業に
関し準用する。

（報告の徴取及び検査）
第二十一條 大蔵大臣は、公益又は投資者保護の
ため必要かつ適當であると認めるときは、外国
証券会社に対し若しくはその支店と取引を行な
う者に対し、当該外国証券会社の支店の業務若
しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは
資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該支
店の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類
その他の物件を検査させることができる。

（外務員登録等）
第二十二條 証券取引法第六十二條から第六十四

条の四まで（外務員登録、外務員登録の拒否、外務員の権限、外務員に関する届出事項、外務員に対する行政処分及び外務員登録の抹消）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同法第六十二條第一項中「役員」とあるのは「支店の代表者若しくはその支店に駐在する役員」と、同法第三項第一号中「商号」とあるのは「支店の名称」と、同項第二号中「役員」とあるのは「支店の代表者、役員」と、同法第六十三條第一項第一号、第六十四條の二第二号及び第六十四條の三第一項第一号中「第三十二條第四号」とあるのは「外国証券業者に関する法律第六條第七号」と読み替えるものとする。

（売買損失準備金及び証券取引責任準備金）

第二十三條 証券取引法第五十六條（売買損失準備金）及び第五十七條の二（証券取引責任準備金）の規定は、外国証券会社について準用する。この場合において、これらの規定中「有価証券の売買」とあるのは「その支店における有価証券の売買」と、「積み立て」とあるのは「当該支店において積み立て」と読み替えるものとする。

（損失準備金）

第二十四條 外国証券会社は、毎決算期において、その支店の営業に係る利益の額に十分の一をこえない範囲内で大蔵大臣の定める率を乗じた額以上の額を、損失準備金として当該支店において積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、大蔵大臣の承認を受けて各決算期における当該支店の営業に係る純損失の補てんに充てる場合のほか、使用してはならない。

3 前二項に規定するもののほか、損失準備金の積立て及び使用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

（資産の国内保有）

第二十五條 外国証券会社は、前二條の規定により積み立てられた準備金の額及び当該支店の計算に屬する負債のうち政令で定めるものの額を合計した金額に相当する資産を、政令で定めるところにより、国内において保有しなければならない。

（業務に關する書類の作成等）

第二十六條 証券取引法第八十四條（業務に關する書類の作成等）の規定は、外国証券会社の支店における業務について準用する。この場合において、同条中「この法律」とあるのは「外国証券業者に関する法律」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

（仲介）

第二十七條 証券取引法第六章（仲介）の規定は、外国証券会社がその支店において行なう有価証券の売買その他の取引につき争いがある場合について準用する。

（審問）

第二十八條 証券取引法第八十二條（審問）の規定は、次に掲げる規定により大蔵大臣が当該職員をして審問を行なわせる場合について準用する。

一 第十四條において準用する証券取引法第三十六條第一項（行政処分の手続）
二 第二十條において準用する証券取引法第五十四條第三項（経営保全命令）
三 第二十二條において準用する証券取引法第六十三條第二項（外務員登録の拒否）又は第六十四條の三第二項（外務員に対する行政処分）

四 前条において準用する証券取引法第六十三條（協定不履行の場合の処分）
三條（調査のための処分、検査職員の証票及び旅費等の請求）

第二十九條 証券取引法第八十三條（調査のための処分）の規定は、第二十七條において準用する同法第五十七條（仲介の申立て）の規定による仲介、前条各号に掲げる規定による審問又は次条において準用する同法第八十七條

（裁判所の禁止命令等）の規定による申立てについて大蔵大臣が必要なる調査をする場合について準用する。

2 証券取引法第八十五條（検査職員の証票）の規定は、大蔵大臣が第二十一條の規定又は前項において準用する同法第八十三條第四号の規定により当該職員をして検査させる場合について準用する。

3 証券取引法第八十六條（旅費等の請求）の規定は、第一項において準用する同法第八十三條第一号又は第二号の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人について準用する。

（裁判所の禁止命令等）

第三十條 証券取引法第八十七條（裁判所の禁止命令等）の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為をし、又はしようとする者がある場合について準用する。

（証券関連業務のための施設の届出等）

第三十一條 外国証券業者（証券業と密接な關係を有する業務を営む者で大蔵省令で定めるものを含むものとし、外国証券会社を除く。以下この条において「外国証券業者等」という。）は、有価証券の市場に關する情報の収集及び提供その他の施設を設置しようとする場合（他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行なおうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業務の内容、当該施設の所在の場所その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、外国証券業者等に対し前項の業務に關する報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 外国証券業者等は、第一項の施設又は業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（権限の委任）

第三十二條 この法律に規定する大蔵大臣の権限は、大蔵省令で定めるところにより、その一部を財務局長に委任することができる。

第五章 罰則

第三十三條 第三十條において準用する証券取引法第八十七條の規定による裁判所の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第四項において準用する証券取引法第二十九條第一項の規定により附した条件に違反した者

二 第八條第四項の規定に違反した者

三 第十條の規定に違反した者

四 第十二條第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

五 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十三條ただし書の規定による承認を受けないう証券業以外の業務を営んだ者

六 第二十二條において準用する証券取引法第六十二條第二項の規定に違反した者

第三十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三條第二項の規定に違反した者

二 第四條の規定又は第二十二條において準用する証券取引法第六十二條の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

三 第八條第七項の規定に違反して供託を行なわなかつた者

四 第十三條第二項において準用する第三條第四項において準用する証券取引法第二十九條第一項の規定により附した条件に違反した者

五 第十七條第一項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者

第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の規定又は第二十六條において準用する証券取引法第八十四條の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

二 第二十七條第一項において準用する証券取引法第四十二條又は第五十一條の規定に違反した者

三 第三十七條第一項において準用する証券取引法第四十八條の規定による売買報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした売買報告書を交付した者

四 第三十七條第二項において準用する証券取引法第四十四條の規定に違反した者

五 第十八條の規定による大蔵省令に違反した者

六 第十九條第一項若しくは第三項の規定による営業報告書、書類若しくは書面を提出せず、又は虚偽の記載をした営業報告書、書類若しくは書面を提出した者

七 第十九條第二項の規定による命令に違反した者

八 第二十一條の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九 第二十一條の規定又は第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第二十二條において準用する証券取引法第六十四條の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十六條において準用する証券取引法第八十四條の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合に、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十八條 外国証券会社の支店の代表者は、次の場合においては、三万円以下の過料に処する。

一 第三十七條第一項において準用する証券取引法第四十九條第一項又は第六十一條の規定に違反したとき。

二 第二十条において準用する証券取引法第五十四條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第二十三條において準用する証券取引法第五十六條若しくは第五十七條の二の規定又は第二十四條の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

四 第二十五條の規定に違反して資産を国内において保有しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第八條第三項の規定による命令に違反した者

二 第三十一條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十一條第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

法第六十一條の規定に違反した者

三 第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第一号又は第二号の規定による処分違反して、出頭、陳述、意見書若しくは報告書の提出若しくは鑑定をせず、又は虚偽の陳述、虚偽の意見書若しくは報告書の提出若しくは虚偽の鑑定をした者

四 第二十九條第一項において準用する証券取引法第八十三條第三号の規定による処分違反して、物件を提出しない者

五 第三十一條第三項の規定による届出を怠つた者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第三十一條第一項に規定する業務を行なう施設を設置している者は、この法律の施行の日から一月以内に同項に定める届出をしなければならない。

3 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二條第八項第三号中「有価証券市場」の下に「これに類する有価証券の市場で外国に所在するものを含む。第二十八條第二項及び第六十二條第一項において同じ。」を加える。

第十五條第一項中「証券会社」の下に「外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第二條第二号に規定する外国証券会社をいう。第九十條において同じ。）を含む。以下この条、第二十一條第一項及び第四項、第三十一條第三号、第六十二條第三項第二号、第六十三條第一項第三号、第七十一條第三号並びに第一百五十六條の九において同じ。」を加える。

第三十三條に次の一号を加える。

七 証券業者を営む会社を外国において設立し

よりとするとき、又は証券業者を営む外国の会社の株式をその発行済株式の総数に大蔵省令で定める率を乗じて得た数をこえて取得しようとするとき。

第三十六條第一項中「することが適當でない」と認めるときを「しないこととし」に改める。

第五十七條の二の次に次の一条を加える。

第五十七條の三 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認める場合には、証券会社に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第三十六條の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

第九十條中「証券会社」の下に「及び政令で定める外国証券会社」を加える。

第百八十四條第二項を削る。

第百八十五條第一項中「第百八十三條第四号又は前條第二項」を「又は第百八十三條第四号」に改める。

第百九十七條第一号の三及び第三号中「の規定による」を「の規定に違反して大蔵大臣の」に改める。

第二百五條第五号及び第十四号中「第百八十四條第一項」を「第百八十四條」に改め、同条第十五号中「第百八十三條第四号又は第百八十四條第二項」を「又は第百八十三條第四号」に改める。

第二百八條中「一万円以下」を「三万円以下」に改め、第三号の二の次に次の一号を加える。

法律第二号ニ規定スル外国証券会社に改める。

5 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十号及び第三十一号第三号中「証券会社」を「証券業者を営む者」に改める。

6 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「規定する証券会社」の下に「及び外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第 号）第二号第二号に規定する外国証券会社」を加える。

7 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第五十三号第二号中「証券会社」の下に「（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）」を加える。

8 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五十号第二号中「証券業者」を「証券会社（外国証券会社の国内における支店を含む。次項において同じ。）」に、同条第三項中「証券業者」を「証券会社」に改める。

9 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「証券会社若しくは」を「証券会社、外国証券会社若しくは」に改め、「証券会社の営業の免許」の下に「又は外国証券会社の支店の営業の免許」を加える。

二月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、証券取引法の一部を改正する法律案

一、預金保険法案

一、貸付信託法の一部を改正する法律案

一、日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「生命保険契約の保険金」を「生命保険契約（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の保険金（共済金を含む。以下同じ。）」に改め、「損害保険契約」の下に「（これに類する共済に係る契約で政令で定めるものを除く。以下同じ。）」を、「保険金受取人」の下に「（共済金受取人を含む。以下同じ。）」を加え、「当該保険金のうち」を「当該保険金（次号に掲げる給与及び第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものを除く。）のうち」に改め、「負担した保険料」の下に「（共済掛金を含む。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「（被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものに限り。）」を「（政令で定める給与を含む。）で被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したもの」に改め、同項第三号中「まだ保険事故の下に」（共済事故を含む。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「その他の定期金給付契約」の下に「（生命保険契約を除く。）」を加え、同項第五号中「掛金」の下に「又は保険料」を加え、同項第六号中「その他の者が定期金」の下に「（これに係る一時金を含む。）」を加える。

第四条第一項中「委託者以外の者が信託」の下に「（退職年金の支給を目的とする信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）」を加える。

第五条第一項中「生命保険契約の保険事故」の下に「（傷害、廃疾その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く。）又は損害保険契約の保険事故（偶然な事故に起因する保険事故で死亡を伴うものに限る。）」を加え、「当該契約」を「これらの契約」に、「当該保険事故」を「これらの保険事故」に改め、「取得した保険金」の下

に「（当該損害保険契約の保険金については、政令で定めるものに限る。）」を加え、同条第二項中「生命保険契約の下に」又は損害保険契約（傷害を伴うものに限る。）」を加え、同条第四項中「第一号」の下に「又は第二号」を加え、「同号に掲げる保険金」を「同条第一項第一号に掲げる保険金又は同項第二号に掲げる給与」に改め、「当該保険金」の下に「又は給与」を加える。

第六条第一項中「その他の定期金給付契約」の下に「（生命保険契約を除く。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「掛金」の下に「又は保険料」を加え、同条第四項本文中「掛金」の下に「又は保険料」を加え、同条第五項中「定期金受取人」の下に「若しくは一時金受取人」を加える。

第十条第一項第六号中「又は法人に対する出資」を「法人に対する出資又は政令で定める有価証券」に、「又は当該出資のされている法人」を、「当該出資のされている法人又は当該有価証券に係る政令で定める法人」に改め、同項第七号中「（以下）」の下に「又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二号第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。）」を加え、「その」を「これらの」に改める。

第十二条第一項第五号中「五十万円」を「八十万円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「保険金でその」を「保険金（前号に掲げるものを除く。以下本号において同じ。）でその」に、「百万円」を「百五十万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

第十五条の二第二項中「十五年」を「十年」に、「二十万円」を「四十万円」に、「二百万円」を「四百万円」に改め、同条第三項中「十五年」を「十年」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二十一条の三第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に關して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

第二十一条の五第一項中「二十五年」を「二十年」に、「百六十万円」を「三百六十万円」に改め、同条第二項中「二十五年」を「二十年」に改め、同条第三項中「規定する申告書」の下に「（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書（以下「期限後申告書」という。）を含む。）」を加え、「第二十一条の五」を「同項」に、「記載をし、かつ、贈与者が」を「記載があり、かつ、同項の」に、「二十五年以上である配偶者」を「二十年以上」に、「を添附して、当該申告書を当該申告書の提出期限内に提出した」を「の添附がある」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、前項の申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添附がない申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限る、第一項の規定を適用することができる。

第二十五条中「定期金給付契約」の下に「（生命保険契約を除く。）」を加える。

類を含む。」を加え、同条第五項中「(昭和三十一年法律第六十六号)を削る。」

第三十条中「国税通則法第十八条第二項に規定する」及び「(以下「期限後申告書」という。)」を削る。

第三十八条第一項中「三万円」を「五万円」に、「十五万円」を「二十五万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項及び第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

第四十一条第二項第三号中「証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十九条中「二千万円」を「四千万円」に、「五千万円」を「一億円」に改める。

第五十九条第一項中「これらに準ずるもの」の下に「(以下本項において「営業所等」という。)」を加え、「生命保険金」を「生命保険契約の保険金」に、「給与又は」を「(同条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下本項において同じ。又は)」に、「営業所、事務所等」を「営業所等」に、「額に達しない」を「額以下の」に改め、「保険会社」の下に「(共済事業を行なう者を含む。)」を加え、「に関する保険金受取人別」を「退職手当金等に該当するものを除く。」に関する受取人別」に、「第三条第一項第一号に規定する退職手当金等の給与」を「退職手当金等」に、「の給与に関する」を「に関する」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。))により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、な

お従前の例による。

3 新法第五条(損害保険契約に係る部分に限る。)の規定は、昭和四十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に締結する損害保険契約の保険金又は返還金その他これに準ずるものについて適用する。

4 新法第四十九条の規定は、施行日以後に提出される相続税又は贈与税に係る申告書について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書について適用する。

5 新法第五十九条第一項の規定は、施行日以後に同項の規定に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項中「第七十条の五まで及び第七十条の七」を「第七十条の六まで」に改める。第七十条の六を削り、第七十条の七を第七十条の六とする。

証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法の一部を改正する法律案
証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

証券取引法目次中「第二章 有価証券の募集又は売却に関する届出」を「第二章 有価証券の募集又は売却に関する届出」に改める。

第三条第一項中「前条第一項第一号乃至第三号」を「前条第一項第一号から第三号まで」に、「この法律」を「並びにこれらの有価証券以外の有価証券で政令で定めるものについて」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項を次のように改める。

有価証券の募集又は売却は、発行者が当該募集又は売却に關し大蔵大臣に届出をしてい

るものでなければ、することができない。ただし、発行価額又は売却価額の総額が一億円未満

の有価証券の募集又は売却しで大蔵省令で定めるものについては、この限りでない。

第四条第二項中「前項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に改め、「こととなる」を「旨」を「ものである旨」に改め、同条第三項中「第一項但書」を「第一項ただし書」に、「同項」を「同項本文」に、「を適用されない」を「の適用を受けない」に、「行われ」を「行なわれ」に改め、同項ただし書中「但し、募集又は売却価額」を「ただし、発行価額又は売却価額」に改め、「有価証券」の下に「の募集又は売却」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

有価証券の募集又は売却しが一定の日において株主名簿に記載されている株主に対し行なわれる場合には、当該募集又は売却に関する事項の規定による届出は、その日の四日前までにしななければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売却価格その他の事情を勘案して大蔵省令で定める場合は、この限りでない。

第五条第一項中「有価証券に関する」を「募集又は売却に関する」に改め、「大蔵大臣が」を削り、「且つ適當であると認めて」を「かつ適當なものと認めて」に改める。

ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、届出書に記載すべき事項のうち発行価格その他大蔵省令で定める事項を記載しな

ないで提出することができる。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、

第四十条第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 証券取引所に上場されている有価証券 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券 政令で定める証券業協会

第七条 第四十条第一項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして大蔵省令で定める事情があるときは、届出者(会社の成立後は、その会社。以下同じ)は、訂正届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたときも、同様とする。

第八条第一項中「届出書」の下に「(同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。)」を加え、同条第二項中「場合において」を「場合における同項の規定の適用については」に改め、同条第三項中「第一項第二項」及び「記載によつて当該有価証券の」を削る。

第九条第一項中「第五条第一項第二項又は」を「第五条若しくは」に、「行なわれ」を「行なわれ」に改め、同条第四項中「これをなす」を「する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日以後に第七条の規定により提出される訂正届出書については、この限りでない。

第十一条を次のように改める。

第十一条 大蔵大臣は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益及び投資者保護のため必要かつ適當

であると認めるときは、当該有価証券届出書又はその届出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五項第一項に規定する届出書について、届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、その届出の効力の停止を命じ又は第八項第一項に規定する期間を延長することができる。

前項の規定による処分があつた場合において、大蔵大臣は、同項の記載につき第七項又は前条第一項の規定により提出された訂正届出書の内容が適当であり、かつ、当該届出者の発行する有価証券を募集又は売却により取得させ又は売却付しても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

第十二条中「第四項第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に」を「第七項、第九項第一項又は」に、「場合及び前条の規定により訂正届出書がその訂正の効力を生じた場合に、これを」を「場合に」に改める。

第十三条第一項中「第四項第一項の規定による届出がその効力を生じた」を「その募集又は売却しにつき第四項第一項本文の規定の適用を受ける」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「売却」を「売却し」に改め、同条第二項中「記載された内容」と同一の内容を「当該届出書に係る第七項の規定による訂正届出書を含む」に記載すべき内容のうち、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるもの」に改め、同条第三項を次のように改める。

第四条第一項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行なう有価証券の募集又は売却のために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち大蔵省令で定めるものを省略して記載することができる。

第十三条第四項中「大蔵大臣が」を「第一項の目論見書には、」に、「且つ適当であると認めて」

を「かつ適当なものとして」に改め、「について」は、これ「及び目論見書に」を削り、同条第五項中「売却」を「売却し」に、「第二項若しくは前項」を「第三項」に改める。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条 発行者、有価証券の売却をする者、引受人又は証券会社は、その募集又は売却しにつき第四項第一項本文の規定の適用を受ける有価証券については、同項の規定による届出がその効力を生じているのでなければ、これを募集又は売却しにより取得させ又は売却付けてはならない。

発行者、有価証券の売却をする者、引受人又は証券会社は、前項に規定する有価証券を募集又は売却しにより取得させ又は売却付ける場合は、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならぬ。ただし、証券会社が他の証券会社に取得させ又は売却付ける場合は、この限りでない。

前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売却しに際してその全部を取得させることができなかった場合に於けるその残部（証券取引所に上場されているものを除く）を、当該募集又は引出しに係る第四項第一項の規定による届出がその効力を生じた日から三箇月（第十條第一項又は第十一條第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間）は、算入しない。）を経過する日までの期間において、募集又は売却しによらないで取得させ又は売却付ける場合に準用する。

第十八条第一項中「生ぜしめ」を「生じさせ」に改め、「は、当該有価証券を」の下に「当該募集又は売却しに応じて」を加え、「責」を「責め」に、「但し」を「ただし」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定は、第十三条第一項の規定により

作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売却しに応じて」であるのは「募集又は売却しに応じて当該目論見書の交付を受けて」と読み替へるものとする。

第十九条を削り、第二十条第一項中「第十八条第一項」を「前条」に、「責」を「責め」に改め、「（当該有価証券の募集価格又は売却価格に取得した有価証券の数を乗じた額を超えないものとする。）」を削り、「左の」を「次の」に、「当該有価証券の事実書の口頭弁論終結の」を「前条の規定により損害賠償を請求する」に改め、同条第二項中「有価証券届出書の届出者」を「前条の規定により賠償の責めに任ずべき者」に、「有価証券届出書に」を「有価証券届出書又は目論見書のうちに重要な事項について」に、「生ぜしめ」を「生じさせ」に、「因つて」を「よつて」に、「因り」を「より」に、「責」を「責め」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十八条第一項」を「第十八条」に、「有価証券届出書のうちに」を「有価証券届出書又は目論見書のうちに」に、「生ぜしめ」を「生じさせ」に、「又は相当な注意を以て」を「又は相当な注意をもつて」に、「行わぬ」を「行なわぬ」に、「に」を「に」に、「募集又は売却しに係る」に、「から三年間」を「又は当該目論見書の交付があつた時から五年間」に改め、「第十條第一項」の下に「又は第十一條第一項」を加え、「場合においては」を「場合には」に、「これを算入しない」を「算入しない」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次

に掲げる者は、当該有価証券を募集又は売却しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

一 当該有価証券届出書を提出した会社その提出の時に於ける役員（その提出が会社の成立前にされたときは、当該会社の発起人）

二 当該売却しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売却しをする内容を内容とする契約によりこれを取得した場合に、当該契約の相手方）

三 当該有価証券届出書に係る第九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人

四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいずれかと元引受契約を締結した証券会社

前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。

一 前項第一号又は第二号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと。

二 前項第三号に掲げる者 同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。

三 前項第四号に掲げる者 記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったこと。

第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の規定により作成した目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。この場合において、第一項中「募集又は売却に際して」とあるのは「募集又は売却しに際して当該目論見書の交付を受けて」と、当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。

第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この項において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売却し、その目的を達成し、又は有価証券の募集若しくは売却に際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、前条第一項第一号及び第三号に掲げる者は、当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者の発行する有価証券を取得した者（募集又は売却しに際して取得した者を除く。）に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

前条第二項第一号又は第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任ずべき者について準用する。

第二十三條第一項中、「有価証券」の下に「の募集又は売却し」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、「第十條第一項」の下に「若しくは第十一條

第二項」を加え、「以て」を「もつて」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 次に掲げる有価証券の発行者である会社は、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の目的、商号及び資本又は出資に関する事項、当該会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項、当該会社の役員に関する事項、当該会社の発行する有価証券に関する事項その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるところを記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）三通を、当該事業年度経過後三箇月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる有価証券の発行者である会社で、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

一 証券取引所に上場されている有価証券

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三 その募集又は売却しにつき第四條第一項本文の規定の適用を受けた有価証券（前二号に掲げるものを除く。）

前項の規定の適用を受けない会社の発行する有価証券が同項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなつたときは、当該会社は、大蔵省令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書三通を、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

有価証券報告書には、定款その他の書類で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

第六條の規定は、前三項の規定により有価証

券報告書及びその添附書類が提出された場合に準用する。

第二十四條の次に次の四條を加える。

第二十四條の二 第七條、第九條第一項及び第十條第一項の規定は、有価証券報告書及びその添附書類について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四條第一項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

有価証券の発行者である会社は、前項において準用する第七條又は第十條第一項の規定により有価証券報告書の記載事項のうち重要なものについて訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、その旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

第六條の規定は、第一項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により有価証券報告書又はその添附書類について訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十四條の三 第十一條の規定は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書（その訂正報告書を含む。次条において同じ。）を提出した者が当該記載について前条第一項において準用する第七條の規定により訂正報告書を提出した日又は同項において準用する第十條第一項の規定により訂正報告書の提出を命ぜられた日から一年以内に提出する第五條第一項に規定する届出書について準用する。

第二十四條の四 第二十二條の規定は、有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合に準用する。

第二十四條の五 第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その事業年度が一年である場合には、大蔵省令で定めるところにより、事業年度ごとに、

当該事業年度が開始した日以後六箇月間の当該会社の営業及び経理の状況その他の事項で、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるところを記載した報告書（以下「半期報告書」という。）三通を、当該期間経過後三箇月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その発行する有価証券の募集又は売却しが外国において行なわれるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（以下「臨時報告書」という。）三通を、遅滞なく、大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十四條の二第一項の規定は、半期報告書及び臨時報告書について準用する。

第六條の規定は、第一項又は第二項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第二十四條の二第一項において準用する第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十五條第一項を次のように改める。

大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を大蔵省に備え置き、これらの書類を受理した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 有価証券届出書 五年
 - 二 有価証券報告書及びその添附書類並びにこれらの訂正報告書 五年
 - 三 半期報告書及びその訂正報告書 三年
 - 四 臨時報告書及びその訂正報告書 一年
- 第二十五條第二項中「は、有価証券届出書の写並びに前条に規定する報告書及び訂正報告書の写」を「で前項各号に掲げる書類を提出したもの

は、これらの書類の写しに、「これを」を「これらの書類を大蔵大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、」に改め、同条第三項中「証券取引所は」を「証券取引所及び政令で定める証券業協会は」に改め、「第十二条」の下に、「第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び前条第四項」を、「含む」の下に、「第五項において同じ」を加え、「届出書類の写し並びに前条の規定により提出された報告書及び訂正報告書の写し」を「第一項各号に掲げる書類の写し」に、「当該証券取引所」を「その事務所」に、「これを」を「これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、」に改め、同条第五項中「第十二条において準用する場合を含む。」を削り、「届出書類の写し又は前条の規定により報告書若しくは訂正報告書の写し」を「第一項各号に掲げる書類の写し」に改め、「証券取引所」の下に「又は政令で定める証券業協会」を加え、「部分は、これを当該書類」を「部分をこれらの書類の写し」に改め、同条第六項を削る。

第二十六条中「且つ」を「かつ」に改め、「届出者」の下に「有価証券報告書の提出者」を加える。

第二十七条中「第五条乃至第十二条、第十八条、第二十条、第二十一条及び第二十四条」を「第五条から第十三条まで及び第十五条から前条まで」に改め、「これを」を削る。

第二章の次に一章を加える。

第二章の二 有価証券の公開買付けに関する届出

第二十七条の二 不特定かつ多数の者に対する株券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章において「株券等」という。）の有価証券市場外における買付け（有価証券との交換を含む。以下この章において同じ。）の申込み又はその有価証券市場外における売付け（有価証券との交換を含む。）の申込みの勧誘（以下この章において「公開買付け」という。）は、当該公開買

付けによる株券等の買付けをしようとする者が、政令で定めるところにより、当該公開買付けに係る買付けの期間、買付け価格その他大蔵省令で定める事項を記載した書面及び大蔵省令で定める添附書類（以下「公開買付け届出書」という。）を提出して大蔵大臣に届出をし、かつ、当該届出がその効力を生じているものでなければ、することができない。ただし、その態様その他の事情を勘案して届出の必要がないものとして政令で定める公開買付けについては、この限りでない。

第七条から第十一条までの規定は、前項の規定による届出及び公開買付け届出書について準用する。この場合において、第八条第一項中「同項ただし書に規定する事項」とあるのは「大蔵省令で定める事項」と、「三十日」とあるのは「十日」と、第十条第一項中「有価証券届出書」とあるのは「公開買付け届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項及び第二十三条第一項において同じ。）」と、「虚偽」とあるのは「第二十七条の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容若しくは虚偽」と、第十一条第一項中「有価証券届出書」とあり又は「第五条第一項に規定する届出書」とあるのは「公開買付け届出書」と、「虚偽」とあるのは「第二十七条の四第三項に規定する条件及び方法と異なる内容又は虚偽」と、同条第二項中「有価証券を募集又は売却し」により取得させ又は売却付けても」とあるのは「公開買付けによる株券等の買付けをしても」と読み替えるものとする。

第二十七条の三 前条第一項の規定による届出をした者（以下この章において「公開買付者」という。）は、当該届出がその効力を生ずる時までに、当該届出に係る公開買付け届出書（当該届出がその効力を生ずることとなる日前に前条第二項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により提出される訂正届出書を含む。次項において同じ。）の写しを当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社に送

付しなければならない。

公開買付者は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく、大蔵省令で定めるところにより、当該届出に係る公開買付け届出書に記載すべき内容のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして大蔵省令で定めるものを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合には、当該公開買付け届出書の写しを当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会

前二項の規定は、前条第一項の規定による届出がその効力を生じた日以後に同条第二項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書が提出された場合に準用する。この場合において、第一項中「当該届出がその効力を生ずる時までに」とあり、又は前項中「前条第一項の規定による届出がその効力を生じたときは、遅滞なく」とあるのは、「当該訂正届出書を提出したときは、遅滞なく」と読み替えるものとする。

第二十七条の四 公開買付者（その者のために公開買付けによる買付けに係る事務を取り扱う者で政令で定めるところを含む。第三項及び次条において同じ。）は、その公開買付けにつき第二十七条の二第一項の規定による届出がその効力を生じており、かつ、前条第二項（同条第三項に於いて準用する場合を含む。）の規定による公告をした後でなければ、当該公告に係る公開買付けによる株券等の買付けをしてはならない。

公開買付者及びその関係者で政令で定めるものは、第二十七条の二第一項の規定による届出がその効力を生じた日から次項第一号の買付け

の期間が終了する日までの間は、当該公開買付けに係る株券等については、公開買付けによらないで買付けをしてはならない。ただし、買付けの態様その他の事情を勘案して政令で定める場合は、この限りでない。

公開買付者は、次に掲げる事項について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める条件及び方法により、公開買付けによる株券等の買付けを行なわなければならない。

一 買付けの期間

二 買付け価格

三 契約の解除

四 買付けに係る受渡しその他の決済

五 前各号に掲げる事項のほか、買付けに關し必要な事項

第二十七条の五 公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付けをする場合には、あらかじめ当該公開買付けに關する説明書を交付しなければならない。

第十三条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項に規定する公開買付けに關する説明書について準用する。この場合において、同条第二項中「第五条第一項に規定する届出書」とあるのは「公開買付け届出書」と、同条第五項中「有価証券の募集又は売却し」とあるのは「株券等の公開買付け」と読み替えるものとする。

第二十七条の六 第二十七条の二第一項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員は、当該公開買付けに關する意見を広告により一般に表示し又は当該会社の株主に対し文書で表示しようとする場合には、政令で定めるところに従うとともに、当該表示の内容を記載した文書をあらかじめ大蔵大臣に提出しなければならない。

第二十七条の七 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、公開買付け届出書及びその訂正届出書を大蔵省に備え置き、当該公開買付け届出書に係る届出がその効力を生じた日（同日以後に

提出される当該訂正届出書については、大蔵大臣がこれを受理した日）から一年間、公衆の縦覧に供しななければならない。

証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から一年間、公衆の縦覧に供しななければならない。

第二十七条の八 第二十三条の規定は公開買付けについて、第二十六条の規定は公開買付者及びその関係者について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第四条第一項」とあるのは「第二十七条の二第二項」と、「有価証券届出書」とあるのは「公開買付届出書」と読み替へるものとする。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二十七条の二第二項の規定による届出がされた公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

第九十八条中「基いて」を「基づいて」に、「なした」を「した」に改め、「十万円以下の」を削る。

第百十八条を次のように改める。
第百十八条 削除
第百二十九条第二項中「十万円以下の」を削る。

第百八十五条第一項中「第二十六条」の下に「（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）」を加える。
第百九十三条の二第二項中「株式」を「有価証券」に改め、「財務計算に関する書類」の下に「大蔵省令で定めるもの」を加え、同条第五項中「この法律の規定により大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の」を「第一項に規定する」に、「行わせ」を「行なわせ」に、

「大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で」に、「ものは、これを受理しない旨を決定する」を「ものの全部又は一部を受理しない旨の決定をする」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第百九十七条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第五号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類、第七号、第九号第一項若しくは第十号第一項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
第百九十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「必要とする有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、「の効力が生じて」を「が受理されて」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「取扱」を「取扱い」に、「売出し」を「売出し」に改め、同条の次に次の一号を加える。
一の二 第六号（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出した者
第百九十八条第二号中「第十五条第一項」の下に「（第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「第二十七条の二第一項」を加え、同条に次の三号

を加える。

三 第二十四条第一項から第三項まで（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその添附書類又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十号第一項の規定による訂正報告書提出しない者
四 第二十四条第三項、第二十四条の二第二項若しくは第二十四条の五第一項から第三項まで（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による添附書類、半期報告書、臨時報告書若しくはこれらの訂正報告書又は第二十七条の二の規定による公開買付届出書若しくはその訂正届出書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
五 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの公衆縦覧にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして公衆に縦覧した者
第二百条中「左の」を「次の」に、「これを六月」を「六月」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。
一 第六号（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを提出しない者
二 第七号前段、第九号第一項又は第十号第一項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書を提出しない者
第二百条第二号の次に次の七号を加える。
一の二 第十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十七条の四の規定に違反した者

一の三 第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九号第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第二項において準用する第九号第一項若しくは第十号第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者
二の四 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者
二の五 第二十七条の二第二項において準用する第七号前段、第九号第一項又は第十号第一項の規定による訂正届出書を提出しない者
二の六 第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定は同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者
二の七 第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者
二の八 第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者
第二百五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四条第三項」を「第十四条第二項若しくは第四項の規定」に改め、「第十四条第二項」を削り、「第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）」に改め、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において

「大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で」に、「ものは、これを受理しない旨を決定する」を「ものの全部又は一部を受理しない旨の決定をする」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第百九十七条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第五号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類、第七号、第九号第一項若しくは第十号第一項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
第百九十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「必要とする有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、「の効力が生じて」を「が受理されて」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「取扱」を「取扱い」に、「売出し」を「売出し」に改め、同条の次に次の一号を加える。
一の二 第六号（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出した者
第百九十八条第二号中「第十五条第一項」の下に「（第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「第二十七条の二第一項」を加え、同条に次の三号

を加える。

一の三 第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九号第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第二項において準用する第九号第一項若しくは第十号第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者
二の四 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者
二の五 第二十七条の二第二項において準用する第七号前段、第九号第一項又は第十号第一項の規定による訂正届出書を提出しない者
二の六 第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定は同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者
二の七 第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者
二の八 第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者
第二百五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四条第三項」を「第十四条第二項若しくは第四項の規定」に改め、「第十四条第二項」を削り、「第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）」に改め、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において

「大蔵大臣に提出される貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「当該期間内に提出される有価証券届出書又は有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）で」に、「ものは、これを受理しない旨を決定する」を「ものの全部又は一部を受理しない旨の決定をする」に、「且つ」を「かつ」に改める。
第百九十七条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。
一の二 第五号（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類、第七号、第九号第一項若しくは第十号第一項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書若しくはその訂正報告書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出した者
第百九十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「必要とする有価証券」の下に「の募集又は売出し」を加え、「の効力が生じて」を「が受理されて」に、「当該有価証券の」を「当該」に、「取扱」を「取扱い」に、「売出し」を「売出し」に改め、同条の次に次の一号を加える。
一の二 第六号（第十二条、第二十四条第四項、第二十四条の二第三項及び第二十四条の五第四項において準用し、並びにこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの提出にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして提出した者
第百九十八条第二号中「第十五条第一項」の下に「（第二十七条において準用する場合を含む。）」に、「第二十七条の二第一項」を加え、同条に次の三号

を加える。

一の三 第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第九号第一項、第二十四条の五第一項若しくは第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）又は同条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第二十四条の二第二項において準用する第九号第一項若しくは第十号第一項の規定による訂正報告書、半期報告書又は臨時報告書を提出しない者
二の四 第二十五条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同項の規定による書類の写しを公衆の縦覧に供しない者
二の五 第二十七条の二第二項において準用する第七号前段、第九号第一項又は第十号第一項の規定による訂正届出書を提出しない者
二の六 第二十七条の三第一項又は第二項（これらの規定は同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しの送付にあたり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者
二の七 第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について虚偽の表示をした者
二の八 第二十七条の五第一項の規定による説明書であつて、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを交付した者
第二百五条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、同条第一号中「第四条第三項」を「第十四条第二項若しくは第四項の規定」に改め、「第十四条第二項」を削り、「第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）」を「若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定は第二十七条において準用する場合を含む。）」に改め、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいう。

第二章 預金保険機構

第一節 総則

(法人格)

第三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

(数)

第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(名称)

第六条 機構は、その名称中に預金保険機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に預金保険機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。

第二節 設立

第九条 機構を設立するには、金融に關して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

(定款の作成等)

第十条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作

成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 財務及び会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 十 公告の方法

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を大蔵大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十三条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第三節 運営委員会

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(権限)

第十五条 次章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画
- 四 決算
- 五 その他委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第十六条 委員会は、委員七人以上並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

(委員の任期)

第十七条 委員は、金融に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、大蔵大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

(委員の報酬)

第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものと

(議決の方法)

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければならない。会議を開き、議決をすることができない。

(委員の秘密保持義務)

第二十二条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の公務員たる性質)

第二十三条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 役員等

第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員職務及び権限)

第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

(役員職務)

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(役員職務)

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員職務)

第二十六条 理事長は、日本銀行副総裁をもつて充てらる。

(役員職務)

2 理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて任命する。

(役員職務)

3 監事は、大蔵大臣が任命する。

（理事等の任期）

第二十七条 理事及び監事の任期は、三年とする。

2 理事及び監事は、再任されることができる。

（理事等の欠格事項）

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、理事又は監事となることができない。

（理事等の解任）

第二十九条 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の例により、その役員を解任することができる。

（理事の兼職禁止）

第三十条 理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

（職員の任命）

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。（役員等の秘密保持義務等）

第三十三条 第二十二條及び第二十三條の規定は、役員及び職員について準用する。

第五節 業務

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 次章の規定による保険
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務

（業務の委託）

第三十五条 機構は、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行又は金融機関等（金融機関並びに信用金庫連合会及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行なう協同組合連合会をいう。以下同じ。）に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 日本銀行及び金融機関等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関等の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

（業務方法書）
第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

（資料の提出の請求等）
第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第六節 財務及び会計

（事業年度）

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金

計画を作成し、当該事業年度の開始前に、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

（責任準備金の積立て）
第四十一条 機構は、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

（借入金）
第四十二条 機構は、保険金の支払に關し必要があるとき、政令で定める金額の範囲内において、大蔵大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

（余裕金の運用）

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- 二 大蔵大臣の指定する金融機関等への預金
- 三 その他大蔵省令で定める方法

（大蔵省令への委任）

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第七節 監督

（監督）

第四十五条 機構は、大蔵大臣が監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。（報告及び検査）

第四十六条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節 補則

（定款の変更）

第四十七条 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

（解散）

第四十八条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第三章 預金保険

（保険関係）

第四十九条 金融機関がその業務を営み又は事業を行なうときは、当該金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関及び預金者等との間に保険関係が成立するものとする。

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保

險金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。
一 金融機関の預金等の払戻しの停止(以下「第一種保険事故」という。)

二 金融機関の営業免許の取消し(信用金庫にあっては、事業免許の取消しとし、信用協同組合にあっては、解散の命令とする。第五十五条第二項第一号において同じ。)、破産の宣告又は解散の決議(以下「第二種保険事故」という。)

(保険料の納付)
第五十条 金融機関は、営業年度(信用金庫及び信用協同組合にあっては、事業年度。以下同じ。)

に、当該営業年度の開始後三月以内に、機構に対し、大蔵省令で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る金融機関の保険料を免除することができる。

(保険料の額)
第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)の額の合計額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償うように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項の資金の借入れをした場合において、その借入金をすみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

ればならない。
5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

(延滞金)
第五十二条 金融機関は、保険料をその納期限までに納付しない場合には、機構に対し、延滞金を納付しなければならない。

2 延滞金の額は、未納の保険料の額に納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(保険金の支払)
第五十三条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る預金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。

ただし、第一種保険事故については、機構が第五十六条第一項の規定により保険金の支払をする旨の決定をするを要件とする。

2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した金融機関につき、その発生した後(同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後)に当該保険事故に關連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故(第五十七条第一項第二号において「關連保険事故」という。)を含まないものとする。

3 第一項の請求は、第五十七条第一項又は第三項の規定により公告した支払期間内で行われなければならない。

ただし、その支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

(保険金の額)
第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)に係る債権のうち元本の額

(その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る預金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

一 当該金融機関に対して債務を負つており、その債務の額

二 当該金融機関に対して第三者のためにその預金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している預金等の額

3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

(保険事故の通知)
第五十五条 金融機関は、当該金融機関に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 大蔵大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る金融機関の営業免許の取消し又は解散の決議に係る認可をしたとき。

二 当該金融機関から預金等の払戻しの停止につき届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十号)第二百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る金融機関に關するものである場合には、大蔵大臣及び都道府県知事)に報告しなければならない。

(支払の公告等)
第五十七条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二 第二種保険事故(關連保険事故を除く。次号において同じ。)に關して第五十五条の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の公告をした後に当該金融機関が破産の宣告を受け、又は当該金融機関について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、その公告した支払期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

(債権の取得)
第五十八条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、預金者等が金融機関に対して有する当該預金等に係る債権(利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものを除く。)を取得する。

(政令への委任)
第五十九条 この法律に規定するもののほか、こ

の章の規定による保険に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第六十条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六條第二項（第五十七條第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十二条 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同条の刑を科する。

第六十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十條に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十一條の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五條第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第六十五条 第五十五條第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした金融機関の役員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している金融機関その他これに準ずるものとして政令で定める金融機関については、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する金融機関のうち、機構の成立の後にその業務又は事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、大蔵大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に預金保険機構という文字を用いている者については、第六條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六條 金融機関は、第五十條第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日を含む営業年度において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一條第一項中「当該保険料を納付すべき日」とあるのは「機構の成立の日」と、「月数」とあるのは「月数のうち同日を含む月以後の月数」とする。

（関係法律の一部改正）
第七條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

預金保険機構 預金保険法（昭和四十年法律第百四十四号）

第八條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）の項の次に次のように加える。

預金保険機構 預金保険法（昭和四十年法律第百四十四号）

第九條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第四号中「並びに小規模企業共済事業団」を、「小規模企業共済事業団並びに預金保険機構」に改める。

第十條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十條の二を第四十條の三とし、第四十條の次に次の一号を加える。

四十の二 預金保険機構を監督すること。

第十二條第一項中第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 預金保険機構を監督すること。

貸付信託法の一部を改正する法律案
貸付信託法の一部を改正する法律案
貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「産業投資」を「投資」に、「資源の開発その他重要な産業」を「国民経済の健全な発展に必要な分野」に改める。

第十三條 次のように改める。

第十三條 受託者は、貸付信託の信託財産を、もつぱら貸付け又は手形の割引の方法により運用しなければならない。

2 受託者は、前項の方法によるほか、支払準備その他の必要があると認められる場合には、貸付信託の信託財産を、有価証券の取得の方法により運用することができる。

3 前二項の規定は、貸付信託に係る信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産及び貸付信託の信託財産の運用上生じた余裕金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律案
日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律

（趣旨）
第一条 この法律は、他の主要な債権国と協調して、インドネシア共和国の政府等の有する債務の履行の円滑化を図るため、同国の中央銀行に対する日本輸出入銀行の貸付金につき利息の特例を定めるとともに、これに伴う措置を講ずるものとする。

（償還期限等の延長に係る貸付金債権の利息の特例）
第二条 日本輸出入銀行は、昭和四十二年十二月十二日から昭和四十四年十二月十日までの間に締結した契約に基づいてインドネシア共和国の中央銀行に対して貸し付けた日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第百六十八号）第十八條第九号の規定による貸付金に係る債権で、昭和四十五年一月一日以後にその償還又は支払の期日が到来するものにつき期限延長の措置を講ずる場合には、当該貸付金に係る債権については、同法第十九條の規定にかかわらず、その延長に係る期間に対応する利息を徴しないことができる。

(再融資に係る貸付金債権の利息の特例)

第三条 日本輸出入銀行は、昭和四十一年七月一日前に効力が生じた契約に基づいて本邦から日本輸出入銀行法第十八条第一号に規定する設備等の輸入又は同条第二号に規定する技術の受入れをしたインドネシア共和国の政府又は同国の居住者が、当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に対して有する債務（その履行期限が百八十日をこえ、かつ、当該債務に係る債権につき輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第五条の二第二項に規定する輸出代金保険が引き受けられたものに限り。）で、昭和四十五年一月一日以後にその履行期日が到来するものに關し、同国の中央銀行に対して日本輸出入銀行法第十八条第九号の規定による資金の貸付けを行なう場合には、その貸付金に係る債権については、同法第十九条の規定にかかわらず、利息を徴しないことができる。

(特別勘定)

第四条 日本輸出入銀行は、前二条に規定する貸付金に係る債権の処理に關する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「特別勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 特別勘定において毎事業年度の損益計算上生じた利益金に対する日本輸出入銀行法第三十八条の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

(政府の貸付け)

第五条 政府は、日本輸出入銀行に対し、その特別勘定に係る業務に要する資金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。

(大蔵省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、特別勘定の経理に關する事項その他この法律の実施に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律（昭和三十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、国際開発協会への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第 号）の施行の日における基準外国為替相場で換算した本邦通貨の金額が五百十八億四千万円に相当する第一項の合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○第六十三回国会閉会後大蔵委員会會議録正誤第三号中正誤

ペシ 段 行	誤	正
三三二	年度に	年度に困難、
五二二	仰制	抑制
六三三	以来数	以来
スス六	ピーク時点	ピーク時
三三二	宮城	宮城県
スス八	でも、も、	でも、
四二二	開発	開発関係
二二二	ポジションは指	ポジション指導
二二二	年末	年末資金
二二二	その	姿勢の
二二二	大、中小	大、中、小

三三二	不感症	不感症
スス八	へ債権	への債権

ペシ 段 行	誤	正
一四二	先食	先食い
七四三	各目	名目
二四四	一度精神病	精神病

第六十四回国会大蔵委員会會議録第二号中正誤

ペシ 段 行	誤	正
一四二	こういう	どういう
スス八	どうい	どういう
三三二	なるますと	なりますと
スス二	関税	関税が
五四一	から、始まる	から始まる
七二二	問題	問題を
スス三	けれども、一五	けれども、一五
三三二	つきましては、	つきましては、
二二二	四十五年にお	四十五年
スス八	思ふのが	思ふので
二二二	やりました	やりまして
二二二	十一月	十一月
二二二	警察庁	警察庁
二二二	四百億二十一万	四百二十一万
二二二	「現地の熊本	現地の「熊本

昭和四十六年二月十二日印刷

昭和四十六年二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局